

大気汚染による健康被害に対する実効性ある対策に関する意見書（案）

都が、平成19年8月の東京大気汚染訴訟に対する和解を受け、気管支ぜん息患者への早期救済を最優先にすべく、平成20年8月から実施している医療費助成制度は、和解条項に基づく創設後5年経過時点の見直し時期を迎えた。

都は、現に助成を受けている患者に対し、現制度の下での都の負担割合に相当する範囲で引き続き医療費の助成を実施することを表明したが、国を始めとした関係者は、現在までに、財源の負担を継続する姿勢を示していない。

しかしながら、大気汚染の根本的な原因は、国の自動車排出ガス規制の遅れにあり、国の責任として、健康被害防止のための有効な対策や健康被害を受けた者への救済策を講じていく必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、国の責任において、大気汚染による健康被害への総合的な救済策を検討し、実効性ある対策を講ずるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
経済産業大臣		
国土交通大臣		
環境大臣		